

(電子入札用)

工 事 設 計 書

工 事 名 令和8年度

公共下水道田辺北土地区画整理事業区域外(第2工区)污水管布設工事

<工事設計書一覧>

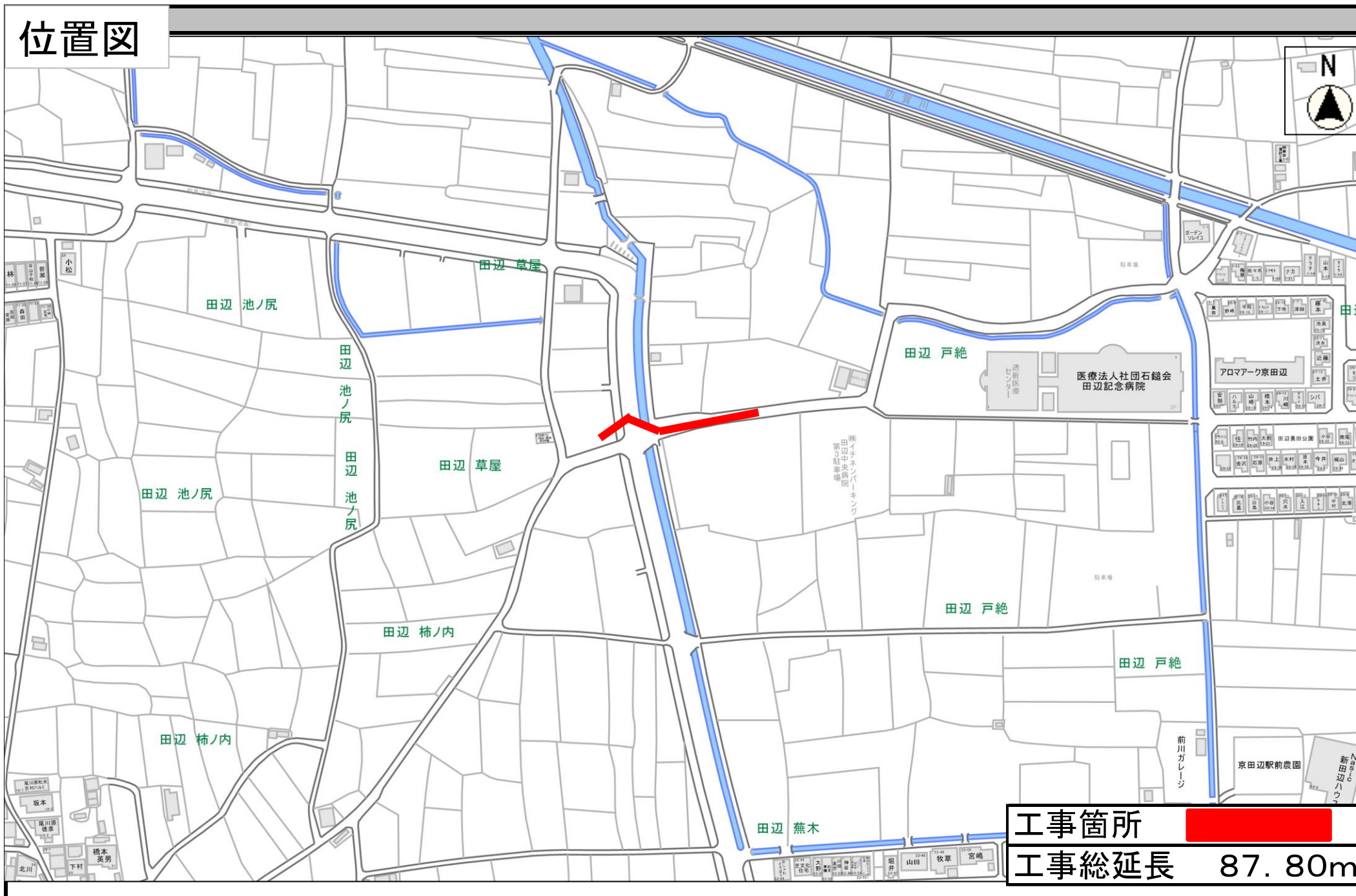
設計図書	○	特記仕様書
	○	質問書
	○	図面
参考資料	○	金抜き設計書
	○	積算参考資料

※○印は公表図書

<入札時の工事費内訳書記載項目の範囲>

金抜き設計書の本工事費内訳書
内訳書
材料費、労務費、法定福利費、
安全衛生経費及び建退共掛金

位置図



工事箇所 [REDACTED]
工事総延長 87.80m

特 記 仕 様 書

【令和８年４月７日改正】

工 事 名 : 令和８年度公共下水道田辺北土地区画整理事業区域外（第２工区）污水管布設工事
 工 事 場 所 : 京田辺市 田辺 地内
 工 期 : 契約日の翌日から令和９年３月１５日

1 総則		
1-1	総則	1 本工事は、「土木工事共通仕様書（案）」（令和６年４月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）、土木請負工事必携（令和７年５月、京都府）及び土木工事施工管理基準（平成２９年９月、京都府）により施工すること。 2 本工事は、工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（京都府）（平成２９年９月）を準用するものとする。
1-2	施工方法等	仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めのある場合並びに、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。
1-3	設計図書の照査	本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出するものとする。
1-4	施工体制台帳の提出	受注者は、法令に従い、施工体制台帳（下請負契約書添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、工事請負代金額が１５０万円以上の場合は、施工体制台帳に京田辺市暴力団排除条例第１２条で定める誓約書の写しを添付すること。
1-5	建設業退職金共済制度の普及	1 工事請負契約書を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を提出すること。 2 なお、受注者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。
1-7	技術者の配置	本工事に係る技術者（現場代理人、主任技術者又は監理技術者等）の配置については、「建設工事と技術者の配置について」（京田辺市ホームページ掲載）によるものとする。
1-8	工事カルテ 作成・登録	受注者は、工事請負代金が５００万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事成績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日・日曜日・祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録完了後は「登録内容確認書」の１部を監督職員に提出しなければならない。 なお、変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。
1-9	週休２日制工事	本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、完全週休２日に取り組む工事である。 週休２日制工事の実施は、「京田辺市上下水道部週休２日制工事実施要領（令和８年４月改定）」に基づき実施すること。 （ＨＰ：https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000022216.html）
1-10	建設現場一斉閉所	受注者は、近畿地方整備局管内で実施する、毎月第２土曜日の建設現場一斉閉所に取り組むものとする。 また、毎月第２土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により報告すること。 なお、現場の閉所が行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。
1-13	ウィークリースタンス	本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「京田辺市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。
1-14	熱中症対策	1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 2 受注者は現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本試行工事の工事期間における真夏日の計測箇所を明示すること。 3 本試行は「京田辺市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき実施すること。 4 本試行を適用した場合は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

2材料及び施工

2-1	コンクリートの養生	コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員の承諾を得るものとする。			
2-2	再生材の利用について	本工事については、下表のとおり再生資材を使用するものとする。ただし、再生材工場の都合により下記の再生資材の使用が困難な場合には、監督職員と協議のうえ新材とすることができる。なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。 1 下表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。 2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は品質等は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。 3 再生骨材は、木屑・紙・プラスチック・れんが等混入物を有害量含んではない。			
		材 名	規 格	用 途	備 考
		再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤 構造物の基礎	
		再生粒度調整碎石	RM-30	上層路盤	
		再生加熱アスファルト安定処理混合物	As安定処理	上層路盤	
		再生加熱アスファルト混合物	密粒度As	表層	
		再生加熱アスファルト混合物	粗粒度As	基層	
2-3	流用土の利用	本工事に使用する埋戻し、盛土材については、本工事の掘削土を利用する。 ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は、監督職員と協議の上指示によるものとし、設計変更の対象とする。また、土量の確認方法については、監督職員と協議すること。			
2-5	土工	受注者は、設計図書における土及び岩の分類境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。			
2-7	アルカリ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」によるものとする。（高炉セメントB・C種使用の場合は、承認願の確認）			
3 施工計画書					
3-1	施工計画書	共通仕様書 1－1－1－4 に規定する施工計画書を工事着手前に提出すること。また、変更があればその都度変更計画書を提出しなければならない。 ただし、軽微な変更（工期や数量のみの変更等）の場合、変更施工計画書を省略出来るものとする。			
5 工事の着手					
5-3	事前調査	工事着手前に土地所有者立会のうえ、井戸及び隣接家屋等の写真を撮り、後日問題の生じないようにすること。なお、工事に伴い隣接家屋等に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。			
8 工事現場発生品					
8-1	発生土処分（指定地処分）	本工事による発生土は、下表の指定地への搬出とし、施工に際しては、別に定めた様式により、事前に施工計画書に含めて「残土処理計画書」を事後に「残土処理報告書」を監督職員へ提出すること。契約後、速やかに受注者が指定処分地と受入れについて協議を行うこと。協議の結果、指定地への処分がやむを得ず不可となる場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。 【砂質土・レキ質土】			
		受入場所	処分期間及び搬入時間	その他	
		(財)城陽山砂利採取地整備公社 現場から 7.7km	・本工事工事期間 ・平日及び土曜日の午前8時30分から午後5時までとする。	・公社と「搬入受入契約」を締結すること。 土壌の事前分析検査料を支払うこと。(税抜き60,000円) ・令和8年度処分地費用 2,363円／㎡	

8-3	建設廃棄物の処理	コンクリート塊及びアスファルトコンクリート塊で、埋戻し等に流用出来ないものについては、受注者による「再生資源処理施設」への搬出処理とする。 施工に際しては、別に定めた様式により、事前に「廃棄物処理計画書」（産業廃棄物処理委託契約書写し及び処理業者の許可書写し添付）を施工計画書に含め提出し、事後に「廃棄物処理報告書」を監督職員へ提出すること。 また、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）により適正な処理を行うこと。 なお、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。 （産業廃棄物税） 平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設について課税されるものである。 また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。 なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。 ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。
8-4	再資源化利用促進	（再生資源利用計画） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-21建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （再生資源利用促進計画） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-21建設副産物 5. 再生資源利用促進計画」については、下記のとおり読み替えるものとする。 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 （計画書及び実施書の様式及び保管） 「土木工事共通仕様書（案） 1-1-1-21建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。 ○国土交通省ホームページ公開場所 「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm 掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

8-8	特定建設資材の分別解体・再資源化等	本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 積算条件は以下のとおりであるが、数量の増減による場合を除き、設計変更は行わない。 なお、請負契約締結時に別添「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出し、監督職員の確認を受けること。			
		1 分別解体の方法(発注者積算)			
		工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法
			①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
			②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
			③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
			④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
			⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
			⑥その他 (As、Co)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
(受注者「契約書 別添」記載内容)					
2 解体工事に要する費用 ・全ての建設資材についての解体工事費用 ・分別解体費用＋積み込み費用 ・直工ベース（税抜き）					
3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ・特定建設資材の搬出先 ・各品目毎に記載					
4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 ・特定建設資材の処分費運搬費 ・直工ベース（税抜き）					
9 工事材料の品質					
9-1	品質証明書等	受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用のあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。			
		区 分	確 認 材 料 名	適 用	
		セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般 JIS製品以外		

1 0 監督員による検査及び立会い等				
10-1	段階確認(立会)	受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。		
		種 別	細 別	確認時期・項目
		材料検収		監督員が指示した材料の納品時
		補助地盤改良工	薬液注入工	注入時・完了時、ゲルタイム計測時
		その他監督員が指示する工種		
10-2	段階確認(立会)	受注者は、共通仕様書に示す各種別及び監督職員の指示した種別等の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。		
10-3	立会(粘性土)	受注者は、掘削等により生じた建設発生土について、粘性土が確認された場合は、監督職員と立会・協議の上、処分等について、監督職員の指示によるものとする。		
1 1 随時検査				
11-1	随時検査	1 受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。 2 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。 3 随時検査は、監督職員が指示した段階までの検査日までに完成した出来形部分を対象として、次の各号に掲げる検査を行う。 (1) 工事の出来形部分に対する管理状況(形状、寸法、精度、数量、品質及び出来映え) (2) 写真、打合せ記録及びその他書類。		
		工 種	種 別	検査時期・項目
		完成下検査		社内検査完了時
1 3 施工管理				
13-1	出来形管理	受注者は、出来形及び出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出すること。		
13-2	品質管理	本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。 なお、品質管理試験結果を速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。		
		工 種	種 別	試験項目
		管理基準必須項目とする		試験頻度
13-3	品質・出来形の規格値	品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。		
		管理種別	工 種	項 目
		品質管理	管理基準必須項目	規格値
		出来形管理	管理基準必須項目	
13-4	レディーミストコンクリート施工の品質管理	スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けたうえで、受注者のみで実施してよい。		
13-5	コンクリートミキサー車の過積載防止対策等	受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。 また、ミキサー車1台毎の積載量が把握できる集計表を検査時に提出しなければならない。		
1 4 工事中の安全確保				
14-1	工法変更等への対応	1 構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 2 工事における民生安定上または関係機関との協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。		
14-2	安全、訓練等	受注者は土木工事共通仕様書(案)の1-1-1-28「工事中の安全確保」の8から10に規定する安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。		

14-3	近接施工	1 工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。 2 受注者の責により、地下埋設物件に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。 3 埋設物件等の管理者不明の物がある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果、死管の処置を請負人が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。																	
14-4	掘削部の安全施工	掘削法面の施工に当たって、土砂崩落等、危険と判断される時は、危険防止のための対策を監督職員と協議の上、その指示によるものとする。																	
14-6	工事現場の環境改善	工事現場の環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施するものとする。																	
14-8	道路上での安全施工	道路上での作業では、その日の作業終了後に通行規制を解除することから、既設舗装のある区間においては即日仮復旧を施工すること。 また、路面は絶えず注意し、傷んだ箇所があれば早急に補修すること。																	
14-9	仮復旧	供用済道路の掘削箇所については、原則として即日埋め戻し、As合材による仮復旧を行い交通開放すること。 なお、仮復旧箇所については、絶えず監視を行い、剥がれ・バラつき等があれば、早急に修繕を行うこと。																	
1 6 環境対策																			
16-1	低騒音型・超低騒音型の使用	本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年度4月9日改正）に基づき指定された下記の低騒音型建設機械を使用するものとする。 ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。 上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。 なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場にいて使用する建設機械の「97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準97ラベル」に貼替えを行うこと。																	
16-2	公害調査	薬液注入工施工時に観測井戸を設置し、水質検査を以下のとおり行うものとする。 <table><tr><th rowspan="2">試験期間</th><th colspan="2">検査回数</th></tr><tr><th>現場</th><th>公的機関</th></tr><tr><td>注入工事着工前</td><td>1回</td><td>1回</td></tr><tr><td>注入工事施工中</td><td>1回/日</td><td>1回/10日</td></tr><tr><td>注入終了後2週間経過するまで</td><td>1回</td><td>1回</td></tr><tr><td>2週間経過後半年を経過するまで</td><td>1回/15日</td><td>1回/30日</td></tr></table>	試験期間	検査回数		現場	公的機関	注入工事着工前	1回	1回	注入工事施工中	1回/日	1回/10日	注入終了後2週間経過するまで	1回	1回	2週間経過後半年を経過するまで	1回/15日	1回/30日
試験期間	検査回数																		
	現場	公的機関																	
注入工事着工前	1回	1回																	
注入工事施工中	1回/日	1回/10日																	
注入終了後2週間経過するまで	1回	1回																	
2週間経過後半年を経過するまで	1回/15日	1回/30日																	
16-4	公害対策	本工事の施工にあたっては、公害が生ずることの無いよう、十分な計画と管理を行うこと。																	
1 8 交通安全管理																			
18-1	安全対策	安全対策については、交通誘導警備員(B)を70人計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せ結果により変更等が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。																	
18-2	安全施設類	標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。なお、打合せの結果または、施工条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署と打合せ結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。 受注者は、施工に先立ち、施工計画書に、安全施設類等の設置計画を作成し、監督職員に提出すること。また、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明出来るよう写真等を整備し、完成検査時に提出すること。 下表に基づく本工事の交通誘導員（B）の総計は70人とする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導員</th><th>備考</th></tr><tr><td>施工時</td><td>2名/日</td><td></td></tr></table>	配置場所	交通誘導員	備考	施工時	2名/日												
配置場所	交通誘導員	備考																	
施工時	2名/日																		

1 9 諸法令の遵守									
19-1	諸法令の遵守	1 受注者は、労働基準法等の主旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。 2 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の主旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。							
2 0 官公庁への手続き等									
20-2	支障物件等	本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡・調整を十分行うこと。							
		支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会	備考
		ガス管	大阪ガス	市道	済			要	
		水道管	上水道課	市道	未				必要に応じて
		農水	地元	市道	未				必要に応じて
電気	関西電力	市道	未				必要に応じて		
2 1 施工時期及び施工時間の変更									
21-1	施工時間	本工事の作業時間帯は、通常の昼間施工とするが、関係機関、自治会等の協議の結果、変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。							
2 2 工事書類									
22-1	提出書類	本工事における提出書類は、別紙「土木工事書類一覧表」による。 なお、これらに定めていない場合は、監督職員と協議するものとする。							
2 3 その他事項									
23-1	その他事項	1 本工事施工に際し、必要となる工事用車輛の駐車場及び資材置場等については、受注者において確保すること。 なお、工事関係者及び公衆が見やすい場所に施工体系図、再生資源利用（促進）計画建退共、建設業の許可及び労災保険等の標示を行い、良好な施工体制に努めること。 2 本工事は片側交互通行で施工するものとする。 3 NO. 6の残置円形覆工板について、前年度施工時に引き続き本工事を行うために残置していたので、施工完了次第、市が指定した場所に返却すること。 4 開発区域内との接続部について、推進工法で施工する上で、間詰めコンクリートを打設する前にNO. 9人孔の上流側管路の布設を行う必要があるため、作業前に田辺北土地区画整理組合と協議した後、実施すること。 5 舗装本復旧について、当初の復旧範囲は暫定であり、道路管理者との立会において復旧範囲を確定する。 6 NO. 7～NO. 8の配管ルートは、ボアホールレーダー探査により杭基礎の位置を調査しており、推進施工は杭基礎間を通過する計画である。							

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
① 契約関係	契約書	建設業法第18条、第19条	○				
	仲裁合意書	契約書第52条	○			○	
	契約保証金に関する書類	契約規則43条～45条	○				請負代金額が500万円以上の場合のみ該当
	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	建設リサイクル法第13条及び省令第4条	○			○	該当する場合のみ ※契約書に綴じ込み
	誓約書(元請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○			○	請負代金額が150万円以上の場合のみ該当
	現場代理人等(変更)通知書	契約書第10条1項	○			○	
	経歴書		○			○	
	現場代理人兼任届	契約書第10条3項	○			○	該当する場合のみ
	技術者の専任を要する工事の兼任届	契約書第10条3項	○			○	該当する場合のみ
	請負代金内訳書	契約書第3条1項	○			○	
	工事工程表	契約書第3条1項	○			○	
	工事着手届		○			○	
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-44	○			○	参考様式を市HPIに掲載。 提出出来ない場合は理由を書面で提出する。
	課税事業者届出書		○			○	課税事業者のみ提出
	免税事業者届出書		○			○	免税事業者のみ提出
	下請予定調書		○			○	監理技術者の確認のために求めるもの。 下請施工の総額を概算で記入。
	火災保険、建設保険その他工事施工に伴う保険証券の写し		○				必要に応じて
	その他市長が必要と認める書類		○				必要に応じて
	前払金請求書	契約書第34条1項	○			○	前払金を請求する場合のみ提出 ※保証会社の保証証書2部と合わせて提出。
	工事完成届	契約書第31条1項	○			○	
	工事目的物引渡書	契約書第31条4項	○			○	
	請求書	契約書第32条1項	○			○	
	(指定部分に係る)工事完成届	契約書第38条1項	○			○	
	(指定部分に係る)工事目的物引渡書	契約書第38条1項	○			○	
	(指定部分に係る)請求書	契約書第38条1項	○			○	
	工事出来高届	契約書第37条2項	○			○	
	工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○			○	
	出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-1-25	○				
	請求書	契約書第37条5項	○			○	
	補修(改造)命令書	契約書第31条6項				○	
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項	○			○	
	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項				○	部分使用がある場合に提出する。
	工事延期願	契約書第18条～22条	○			○	工期延期が発生する場合に提出する。
② 工事着手前	工事実績情報サービス(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	○		○		請負代金額が500万円以上の場合のみ該当 登録内容確認書を監督職員に提示する。
	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4	○		○		軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。 (工期や数量のみの変更の場合)
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-13	○		○		下請契約がある場合に提出する。
	施工体系図	共通仕様書1-1-1-13	○		○		下請契約がある場合に提出する。
	誓約書の写し(下請分)	京田辺市暴力団排除条例第12条第5項	○		○		請負代金額が150万円以上の場合のみ該当。 施工体制台帳に各誓約書の写しを添付
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-1-3	○		○		契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)
	事前測量結果資料	共通仕様書1-1-1-41	○		○		
	工事打合簿(指示)				○	○	発注者が2部作成し、1部ずつ保管。
	工事打合簿(協議、承諾)		○		○	○	発注者と受注者間でのやり取りがある協議などの場合は、資料2部を提出し、1部返却し、双方が1部ずつ保管。
③ 工事中	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		○		○	○	
	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-1-22	○		○		該当する再生資源がある場合、計画書は、施工計画書に含めて提出する。電子データは別途提出する。建設副産物情報交換システムを利用した場合は、電子データの提出は不要。
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-1-22	○		○		計画書は、施工計画書に含めて提出する。
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-1-22			○		
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-22			○		産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者 へ提出	完成検査		様式	備考
				提示	提出		
	運搬管理表	共通仕様書1-1-1-36	○		○	○	対象：契約図書にある建設副産物（建設発生土、産業廃棄物）等の運搬作業 廃棄物の種類ごとに分類する。 ※現着購入資材の現場までの運搬は対象外 ※現場内の運搬は対象外
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-1-39	○		○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。（届出前の事前資料は提出不要）
	材料確認簿	共通仕様書第2編1-2	○		○	○	
	材料品質証明資料（材料承諾願）	共通仕様書第2編1-1.2		○			設計図書で提出を求められているものについては、監督職員に提出。
	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	契約図書で規定された場合のみ対象。
	確認・立会書	共通仕様書3-1-1-4	○		○	○	
	段階確認・立会時の資料	共通仕様書3-1-1-4	○		○		監督職員等が臨場していれば、立会・確認の写真は不要。 完成検査時の提出書類は、監督職員の保管書類。
	工事履行報告書	契約書第11条 共通仕様書1-1-1-28	○		○	○	月報報告。
④安全管理	安全・訓練報告書	共通仕様書1-1-1-30		○			具体的な実施計画は、施工計画書に記載する。
	安全訓練実施資料			○			
	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	○		○	○	速報は、口頭で連絡する。
	災害防止協議会活動記録	土木工事安全施工技術指針・ 労働安全衛生法 他		○			
	店社パトロール実施記録			○			
	安全巡視、TBM、KY実施記録			○			
	新規入場者教育実施記録			○			
	使用機械、車両点検記録	建設機械施工安全技術指針		○			
⑤ 施工管理	工程管理 実施工程表	共通仕様書1-1-1-27	○		○	○	
	出来形管理 出来形成果表	共通仕様書3-1-1-5	○		○		出来形測量を基に出来形数量を算出し、最終設計値と実測値を対比する。
	出来形図	共通仕様書3-1-1-5	○		○		
	出来形管理図表	共通仕様書3-1-1-5、1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	品質管理 各種試験データ資料	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要
	ヒストグラム（品質）	共通仕様書1-1-1-24	○		○		測点数が5点未満の場合は作成不要（ただし、特殊な場合（ダムコンクリート等）を除く）
	写真管理 工事写真	共通仕様書1-1-1-24	○		○		
⑥支給品、 貸与品、現 場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-20	○				支給品がある場合に提出する。
	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-21	○			○	現場発生品がある場合に提出する。
	支給材料受領書（貸与品借用書）	契約書第15条3項	○			○	支給品を受領した場合に提出する。
⑦その他	材料納入伝票	共通仕様書第2編1-1.2 契約書第13条		○			監督職員が提出を求めた場合のみ提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。
	建退共運営実績報告書	共通仕様書1-1-1-44	○		○	○	実績報告： ①率で購入し、当初契約額が3千万円未満の場合：実績報告書（A） ②計画で購入又は当初契約額が3千万円以上の場合：実績報告書（A）及び（B）
	建退共証紙受払資料	共通仕様書1-1-1-44		○			受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。
	社内検査報告書			○			
	創意工夫に関する説明資料		○		○		創意工夫を実施すれば提出できる。

令和8年7月 日

(あて先) 上下水道部経営管理室

業 者 名

電話番号

質 問 書

工事（業務）名 令和8年度 公共下水道田辺北地区土地区画整理事業区域外（第2工区）
汚水管布設工事

上記工事（業務）の見積資料について、下記のとおり質問します。

記

質問内容

- ・ 締切り 令和8年7月27日（月）正午まで
- ・ 提出先 入札担当課 上下水道部 経営管理室

※提出がない場合は、質問事項無しとして取り扱います。

提出方法は、入札担当課まで直接持参の上、提出されるか、若しくは、Wordデータを電子メールにて提出してください。なお、電子メールで提出した場合は、受領確認の電話連絡をお願いします。

質問書送信先メールアドレス : suido@city.kyotanabe.lg.jp （経営管理室）

質問書受領確認電話番号 : 0774-62-0414 （経営管理室）

- ・ 回 答 令和8年7月30日（木） 13時以降
入札情報公開システムに掲載します。